

介護保険制度の解説(平成 21 年 5 月版) 追補及び正誤—解説編—

平成 21 年 10 月 30 日・社会保険研究所

平成 21 年 10 月 1 日からの要介護認定等の方法の見直しにともない、下記左段の通知が廃止され、右段の通知が発出されています。見直しの内容を踏まえ、標記図書の以下の部分について、記述を補います。

廃止された通知	新規発出の通知
・要介護認定等の実施について(平成 21 年 3 月 31 日・老発第 0331005 号)	・要介護認定等の実施について(平成 21 年 9 月 30 日・老発 0930 第 5 号)
・介護認定審査会の運営について(平成 21 年 3 月 31 日・老発第 0331006 号)	・介護認定審査会の運営について(平成 21 年 9 月 30 日・老発 0930 第 6 号)
・要介護認定における「認定調査票等記入の手引き」、「主治医意見書記入の手引き」及び「特定疾病にかかる診断基準」について(平成 21 年 3 月 31 日・老老発第 0331001 号)	・要介護認定における「認定調査票等記入の手引き」、「主治医意見書記入の手引き」及び「特定疾病にかかる診断基準」について(平成 21 年 9 月 30 日・老老発 0930 第 2 号)

頁	箇所	平成 21 年 9 月まで	平成 21 年 10 月から
83	本文	<p>1. 認定調査員による認定調査について</p> <p>認定調査は、原則的に 1 名の調査対象者に 1 名の認定調査員が 1 回で行います。調査対象者の急病等により状況が<u>一過的</u>に変化しているなど、適切に行えないと判断したときは、状況安定後に再度調査日を設定します。また、1 回目の認定調査の際に、異なる調査員による再調査が不可欠と判断したときに限り、2 回目の認定調査を行います。</p> <p>調査員は、あらかじめ調査対象者や家族等、実際の介護者と日時を調整したうえで、原則として日頃の状況を把握できる場所で、認定調査を実施します。家族等の介護者がいる在宅の調査対象者については、介護者が不在の日は避け、やむをえず介護者不在で調査を行った場合は「特記事項」に記載します。</p> <p>2. 調査方法について</p>	<p>1. 調査実施全般について</p> <p>認定調査は、原則的に 1 名の調査対象者に 1 名の認定調査員が 1 回で行います。調査対象者の急病等により状況が<u>一時的</u>に変化しているなど、適切に行えないと判断したときは、状況安定後に再度調査日を設定します。</p> <p><u>また、入院後間もない等、調査対象者の心身の状態が安定するまでに相当期間を要し、サービスの利用を見込めない場合は、必要に応じ、申請者に対して、一旦申請を取り下げ状態が安定してから再度申請を行うよう説明します。</u></p> <p>なお、1 回目の認定調査の際に、異なる調査員による再調査が不可欠と判断したときに限り、2 回目の認定調査を行います。</p> <p>調査員は、あらかじめ調査対象者や家族等、実際の介護者と日時・<u>調査実施場所</u>を調整したうえで、原則として日頃の状況を把握できる場所で、認定調査を実施します。家族等の介護者がいる在宅の調査対象者については、介護者が不在の日は避け、やむをえず介護者不在で調査を行った場合は「特記事項」に記載します。<u>病院や施設等で認定調査を実施する場合は、調査対象者の病室や居室等、通常過ごしている場所を確認し、病院や施設等と調整した上で実施します。</u></p> <p>2. 調査実施上の留意点など</p>

聞き取り調査は、基本的に調査当日に観察した状況と調査対象者・介護者等から聞き取りした状況にもとづき選択します。介護者等がいる在宅の調査対象者については介護者等が不在の日は避け、独居等で介護者等がいない調査対象者については可能な限り調査対象者から聞き取りを行うように努めます。

常時、介助を提供する者がいない場合は、不足となっている介助にもとづいて基本調査の選択を行います。必要な介助がうけられていない等と思われる具体的な状況、選択した介助の方法の選択理由等について、具体的な内容を「特記事項」に記載します。

調査対象者と意思疎通が困難な場合は、調査対象者の心身の状況を介護者等からの聞き取りにより総合的に勘案して判断します。

危険がないと考えられれば、調査対象者本人に実際に行為を行ってもらおう等、調査時に確認を行います。行ってもらえなかった場合や日常の状況と異なると考えられる場合は、選択の根拠と、より頻回に見られる状況や日頃の状況について、具体的な内容を「特記事項」に必ず記載します（調査項目に該当する介助についての状況が特記事項に記されていないとき、再調査が必要な場合があります）。

調査時の環境が日頃の環境と異なったり、調査対象者の緊張等により日頃の状況と異なっていると考えられる場合や、時間や状況によってできなかつたりする場合も、調査員が調査時に確認した状況で選択を行い、そのうえで、調査時と日頃の状況等の具体的な内容を「特記事項」に記載します。

なお、日常的に自助具、補装具等の器具・器械を使用している場合は、使用していることにより機能が補完されていればその状態が本来の身体状況であると考え、その使用している状況において選択します。

3. 記入上の留意点について

平成21年度の要介護認定の見直しでは、調査員ごとのバラツキを減らすとともに、介護の不足等も適切に把握できるよう、認定調査の選択肢につ

実施にあたっては、調査目的の説明を必ず行い、基本的に「目に見える」、「確認し得る」という事実によって、調査を行うことを原則としています。できるだけ、調査対象者本人、介護者双方から個別に聞き取りを行い、独居者や施設入所者等についても、可能な限り家族や施設職員等、調査対象者の日頃の状況を把握している者に立ち会いを求め、正確な調査を行うよう努めます。

なお、調査対象者の心身の状況については、個別性があることから、例えば、視力障害、聴覚障害等や疾病の特性（スモンなど）等に配慮しつつ、選択基準に基づき行う必要があります。

質問を行う際は、①声の聞こえやすさなどに配慮し調査場所を工夫する、②丁寧な言葉遣いや、聞き取りやすい明瞭な発音を心がける、③専門用語や略語を使用しない、等に留意します。

面接方法を工夫するなどしても、調査対象者が認定調査に応じない場合は、市町村の担当者に相談します。正当な理由なしに、調査に応じない場合は、申請が却下となることもあります。

調査項目の確認は、危険がないと考えられれば、調査対象者本人に実際に行為を行ってもらおう等により行います。行ってもらえなかった場合や日常の状況と異なると考えられる場合は、選択の根拠と、より頻回に見られる状況や日頃の状況について、具体的な内容を「特記事項」に必ず記載します（調査項目に該当する介助についての状況が特記事項に記されていないとき、再調査を依頼する場合があります）。

3. 調査結果の確認・主治医意見書との関係

認定調査員は、調査対象者や介護者に、認定調査の結果で不明な点や選択に迷う点があれば再度確認し、調査内容の信頼性を確保するとともに、

	<p>いて調査員ができるだけ見たままを選び、<u>介護認定審査会において、認定調査票の特記事項や主治医意見書の内容から必要な介護の手間について総合的に把握し、判定します。したがって、介護の手間をより正確に反映するために、対象者の状態やそのケアに係る手間、頻度等の具体的内容について詳細に記載する必要があります。</u></p> <p><u>また、調査員が自己の判断に十分自信がもてない場合や聞き取り内容と調査員の判断が異なる場合などは、具体的な状況（回数や頻度等）を「特記事項」に詳細に記載します。</u></p> <p>なお、認定調査の調査項目と主治医意見書の記載内容では選択基準が異なるものもあるため、類似の設問でも両者の結果が一致しないこともあります。したがって、両者の単純な差異のみを理由に介護認定審査会で一次判定の修正が行われることはありません。</p>	<p><u>意思疎通がうまくいかなかったための誤りを修正するようにします。「特記事項」を記入するときは、基本調査と特記事項の記載内容に矛盾がないか確認し、審査判定に必要な情報を簡潔明瞭に記載するよう留意します。</u></p> <p>なお、認定調査の調査項目と主治医意見書の記載内容では選択基準が異なるものもあるため、類似の設問でも両者の結果が一致しないこともあります。したがって、両者の単純な差異のみを理由に介護認定審査会で一次判定の修正が行われることはありません。</p>
90	<p>2行目</p> <p>介護認定審査会は、一次判定の結果にもとづき、認定調査の特記事項や主治医意見書の内容をふまえた総合的な判断を行います。二次判定では、<u>①基本調査内容の確認</u>、<u>②介護の手間に係る審査判定</u>、<u>③状態の維持・改善可能性に係る審査判定</u>（要支援2・要介護1を対象）により要介護状態区分を確定します。</p> <p>さらに、特に必要がある場合は、<u>①認定有効期間の短縮・延長や、②要介護状態の軽減・悪化防止のために必要な療養についての意見（特に、明らかに介助が不足し適切な介助が必要な場合の療養についての意見）</u>を付すことができます。</p> <p>●基本調査内容の確認</p> <p>基本調査の結果を特記事項や主治医意見書と比較検討し、<u>明らかな矛盾がないか確認</u>します。不整合があったときは、再調査を実施するか、必要に応じて主治医・認定調査員に照会し、必要な場合には調査結果の一部修正を行います。なお、一次判定に反映された心身の状況等による修正はできません（93頁参照）。</p> <p>また、第2号被保険者の審査判定に当たっては、主治医意見書の記載内容にもとづき、特定疾病に該当していることを確認します。</p>	<p>介護認定審査会は、一次判定の結果にもとづき、認定調査の特記事項や主治医意見書の内容をふまえた総合的な判断を行います。二次判定では、<u>①一次判定の修正・確定</u>、<u>②介護の手間に係る審査判定</u>、<u>③状態の維持・改善可能性に係る審査判定</u>（要支援2・要介護1を対象）により要介護状態区分を確定します。</p> <p>さらに、特に必要がある場合は、<u>①認定有効期間の短縮・延長や、②要介護状態の軽減・悪化防止のために必要な療養についての意見（特に、実際に行われている介助が不適切な場合の療養についての意見）</u>を付すことができます。</p> <p>●一次判定の修正・確定</p> <p>基本調査の結果を特記事項や主治医意見書と比較検討し、<u>不整合がないか確認</u>します。不整合があったときは、再調査を実施するか、必要に応じて主治医・認定調査員に照会し、必要な場合には調査結果の一部修正を行います。なお、一次判定に反映された心身の状況等による修正はできません（93頁参照）。</p> <p>また、第2号被保険者の審査判定に当たっては、主治医意見書の記載内容にもとづき、特定疾病に該当していることを確認します。</p>
	<p>23行目</p> <p>個別の審査判定において、特記事項と主治医意見書の内容から、通常の例に比べてより長い（短い）時間を介護に要すると判断される場合には、一次判定の結果を変更します。なお、すでに一次判定に反映されている認定調査等の内容や、特記事項・主治医意見書に具体的記載がない事項、介</p>	<p>個別の審査判定において、特記事項と主治医意見書の内容から、通常の例（<u>各委員の専門職としての経験から判断</u>）に比べてより長い（短い）時間を介護に要すると判断される場合には、一次判定の結果を変更します。<u>この際、被保険者に対する説明責任を果たす観点から、通常の例と異なる</u></p>

		護の手間に係る時間と直接関係ない事項等を理由として変更はできません（93頁参照）。	介護の手間が読み取れる具体的な箇所を明示し、記録します。なお、すでに一次判定に反映されている認定調査等の内容や、特記事項・主治医意見書に具体的記載がない事項、 <u>介護に要する時間と直接関係ない事項等を理由として変更はできません</u> （93頁参照）。
93	1 つ目の表右段、上から4行目	③参考指標（ただし、特記事項・主治医意見書の内容にもとづき一次判定結果を変更した場合には、参考指標を検証のために使用することは差し支えない）	③参考指標（ただし、特記事項・主治医意見書の内容にもとづき一次判定結果を変更した場合には <u>限らず</u> 、参考指標を検証のために使用することは差し支えない）
	2 つ目の表右段・上から1枠目	①年齢 ②罹患している傷病（認知機能・状態の安定性の評価結果で予防給付相当とされた審査対象者について、特記事項・主治医意見書の記載にもとづき、傷病や外傷により短期間で心身の状態の変化が予想され、要介護度の変化も短期間で生ずるおそれが高く、おおむね6カ月程度の短期間で要介護状態の再評価が必要と判断される場合は変更できる） ③一次判定の結果	①年齢 ②罹患している傷病及び加療の状況（認知機能・状態の安定性の評価結果で予防給付相当とされた審査対象者について、特記事項・主治医意見書の記載にもとづき、傷病や外傷により短期間で心身の状態の変化が予想され、要介護度の変化も短期間で生ずるおそれが高く、おおむね6カ月程度の短期間で要介護状態の再評価が必要と判断される場合は変更できる） ③一次判定の結果 ④介護の手間
97	14行目	● <u>介助されていない人に介助の必要性が認められるとき</u> 介護認定審査会は、認定調査で「介助されていない」が選択されたものの、本来は介助の必要性が認められるときは、適切なケアプラン作成に資するため、積極的に必要なサービスについての意見を付します。このとき市町村は、介護支援専門員と連絡を取り、適切に介護が提供されるように努めます。	● <u>介助されていない・介助が不適切と認められるとき</u> 介護認定審査会は、認定調査で「介助されていない」状態や「実際に行われている介助」が、不適切であるとされ、認定調査員が考える適切な介助の方法を選択した場合は、適切な介助の方法についての意見を付します。このとき市町村は、介護支援専門員と連絡を取り、適切に介護が提供されるように努めます。

●正誤

※371頁左下表中の数値を、以下のように訂正する

その他（包括的支援事業等）※3	40.5%	20.25%	20.25%	20%
-----------------	-------	--------	--------	-----



その他（包括的支援事業等）※3	40%	20%	20%	20%
-----------------	------------	------------	------------	-----